

平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

平成 2 9 年

第 4 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第 95号	大分市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
議第 96号	大分市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について
議第 97号	大分市営住宅条例及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例の一部改正について
議第 98号	大分市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について
議第 99号	大分市消防団条例の一部改正について
議第 100号	大分市立小学校設置条例及び大分市立中学校設置条例の一部改正について
議第 101号	大分市立幼稚園条例の一部改正について
議第 102号	大分市いじめ問題第三者調査委員会条例の一部改正について
議第 103号	公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 104号	公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 105号	公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 106号	公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 107号	公の施設に係る指定管理者の指定について
議第 108号	大分地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
議第 109号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について
議第 110号	工事請負契約の締結について（本庁舎耐震性能増強外改修工事）
議第 111号	市道路線の認定及び廃止について

議第 95 号

大分市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正
について

大分市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成29年11月30日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改
正する条例

大分市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和54年大分市条
例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改
める。

第3条中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地改良法の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 96 号

大分市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について

大分市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 11 月 30 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

大分市県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和 49 年大分市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 113 条の 2 第 3 項」を「第 113 条の 3 第 3 項」に改める。

別表県営基幹水利施設保全対策事業の項中「10 パーセント」を「5 パーセント」に改める。

附 則

この条例中第 6 条第 1 項の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

大分市県営土地改良事業の分担金の徴収率を改定するとともに、土地改良法の一部改正に伴い規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 97 号

大分市営住宅条例及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例の一部改正について

大分市営住宅条例及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 11 月 30 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市営住宅条例及び大分市従前居住者用賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(大分市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 大分市営住宅条例（平成 9 年大分市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条第 5 項中「第 1 項」の次に「（入居者（省令第 8 条各号に掲げる者に限る。）が第 17 条第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 37 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第 4 項）」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）第 8 条各号に掲げる者に限る。）が第 17 条第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 37 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第 9 条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近

傍同種の住宅の家賃以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

第16条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第30条第1項中「の額」の次に「（入居者（省令第8条各号に掲げる者に限る。）が第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入の額。次項において同じ。）」を加える。

第32条第1項中「第15条第1項」の次に「（入居者（省令第8条各号に掲げる者に限る。）が第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、第15条第4項。第34条第1項において同じ。）」を加え、同条第2項中「勘案し」の次に「、かつ、」を加え、同条第4項中「第15条第4項若しくは第5項」を「第15条第5項若しくは第6項」に改める。

第37条第1項中「第4項若しくは第5項」を「第5項若しくは第6項」に改める。

第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

第41条中「及び第5項」を「から第6項まで」に、「第11条」を「第12条」に改める。

（大分市従前居住者用賃貸住宅条例の一部改正）

第2条 大分市従前居住者用賃貸住宅条例（平成11年大分市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「による」の次に「報告の」を加え、同条第5項中「第1項」の次に「、第4項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、入居者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に限る。）が第13条第1項に規定する収入の申告をすること及び第28条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の従前居住者用賃貸住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法の例により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第2条に規定する方法の例により算出した額とすることができる。

第12条中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

第26条第1項中「の額」の次に「（入居者（省令第8条各号に掲げる者に限る。）が第13条第1項に規定する収入の申告をすること及び第28条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、省令第9条に規定する方法の例により把握した当該入居者の収入の額）」を加える。

第27条第2項中「第11条第4項」を「第11条第5項」に、「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 98 号

大分市水道事業の設置等に関する条例の一部改正等について

大分市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成 29 年 11 月 30 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

(大分市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 大分市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年大分市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大分市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

第 6 条第 1 項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「基づき」を「より」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「前事業年度」を「前事業年度」に改め、同項第 3 号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 3 項中「水道局」を「上下水道局」に、「管理部」を「上下水道部」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「水道局長」を「上下水

道局長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に、「基づき」を「より」に、「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に、「水道局」を「上下水道局」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第4条とする。

法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業を通じて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）1人を置く。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

3 下水道事業は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域において実施するものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

（法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）

第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

（大分市公共下水道事業の設置等に関する条例の廃止）

第2条 大分市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成21年大分市条例第35号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 市長及び水道事業管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の大分市水道事業及び公共下水道

に改める。

(大分市情報公開条例の一部改正)

- 7 大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大分市個人情報保護条例の一部改正)

- 8 大分市個人情報保護条例（平成14年大分市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大分市職員定数条例の一部改正)

- 9 大分市職員定数条例（昭和38年大分市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部改正)

- 10 大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成21年大分市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第22条第1項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 11 大分市常勤特別職の給与に関する条例（昭和38年大分市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第1条及び別表中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大分市常勤特別職の給料月額の特例措置に関する条例の一部改正)

- 12 大分市常勤特別職の給料月額の特例措置に関する条例（平成27年大分市条例第30号）の一部を次のように改正する。

本則中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

- 1 3 大分市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和40年大分市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表13の項中「公共下水道、」を削り、同表18の項中「都市計画部、下水道部等」を「都市計画部等」に改める。

(大分市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 4 前項の規定による改正後の大分市職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、施行日以後に従事した職務に係る特殊勤務手当について適用し、施行日前に従事した職務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

(大分市常勤特別職の退職手当支給条例の一部改正)

- 1 5 大分市常勤特別職の退職手当支給条例（平成8年大分市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第3項及び第3条第4号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大分市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 1 6 大分市職員等の旅費に関する条例（昭和39年大分市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大分市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

- 1 7 大分市督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和39年大分市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「企業管理者」を「市長等」に改める。

第6条中「市長」を「市長等」に改める。

第7条中「規則で」を「市長等が別に」に改める。

(大分市債権管理条例の一部改正)

18 大分市債権管理条例（平成28年大分市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第7条中「市長」を「市長等」に改める。

（大分市公共下水道整備促進基金条例の一部改正）

19 大分市公共下水道整備促進基金条例（平成9年大分市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に改める。

（大分市公共下水道条例の一部改正）

20 大分市公共下水道条例（昭和43年大分市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第5号中「市長」を「管理者」に改める。

第2条の3から第2条の5までの規定中「規則」を「規程」に改める。

第2条の7ただし書並びに第3条第4号及び第5号中「市長」を「管理者」に改める。

第4条第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則」を「規程」に改める。

第5条の2から第9条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第9条の2第1項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則」を「規程」に、「市長」を「管理者」に改める。

第12条から第15条までの規定及び第17条中「市長」を「管理者」に改める。

第17条の2第6号中「規則」を「規程」に改める。

第18条から第19条の3までの規定、第19条の6ただし書、第20条第2項及び第21条中「市長」を「管理者」に改める。

第24条及び別表第1の備考第3項中「規則」を「規程」に改める。

別表第2及び別表第3中「市長」を「管理者」に改める。

(大分都市計画下水道事業受益者負担等に関する条例の一部改正)

21 大分都市計画下水道事業受益者負担等に関する条例（昭和47年大分市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第3条、第5条から第13条までの規定及び第15条中「市長」を「管理者」に改める。

(大分市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

22 大分市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和40年大分市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(大分市水道事業給水条例の一部改正)

23 大分市水道事業給水条例（平成9年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「大分市水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

提案理由

水道局と下水道部を統合し上下水道局を設置いたしたく本案を提出する。

議第 99 号

大分市消防団条例の一部改正について

大分市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 11 月 30 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市消防団条例の一部を改正する条例

大分市消防団条例（昭和 40 年大分市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「60 歳」を「65 歳」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

消防団員の定年を延長いたしたく本案を提出する。

議第100号

大分市立小学校設置条例及び大分市立中学校設置条例の一部改正
について

大分市立小学校設置条例及び大分市立中学校設置条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市立小学校設置条例及び大分市立中学校設置条例の一部を改
正する条例

(大分市立小学校設置条例の一部改正)

第1条 大分市立小学校設置条例(昭和39年大分市条例第37号)の一部を
次のように改正する。

別表大分市立判田小学校の項中

「

大分市大字中判田1818番地

」を

「

大分市判田台東一丁目2番1号

」に改める。

(大分市立中学校設置条例の一部改正)

第2条 大分市立中学校設置条例(昭和39年大分市条例第38号)の一部を
次のように改正する。

別表大分市立判田中学校の項中

「

大分市大字中判田 2 2 5 4 番地

」を

「

大分市判田台北一丁目 1 番 1 号

」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 6 日から施行する。

提案理由

字の区域及びその名称の変更に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第101号

大分市立幼稚園条例の一部改正について

大分市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市立幼稚園条例の一部を改正する条例

大分市立幼稚園条例（昭和39年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表備考中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

別表大分市立判田幼稚園の項中

「

大分市大字中判田1810番地

」を

「

大分市判田台東一丁目2番2号

」に改める。

附 則

この条例中第4条第2項の表備考の改正規定は公布の日から、別表大分市立判田幼稚園の項の改正規定は平成30年1月6日から施行する。

提案理由

学校教育法施行令の一部改正並びに字の区域及びその名称の変更に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第102号

大分市いじめ問題第三者調査委員会条例の一部改正について

大分市いじめ問題第三者調査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市いじめ問題第三者調査委員会条例の一部を改正する条例

大分市いじめ問題第三者調査委員会条例（平成26年大分市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「5人」を「10人」に改める。

第5条中「委員」の次に「（第7条第1項の規定に基づき臨時委員を置く場合にあっては、臨時委員を含む。第8条第3項において同じ。）」を加える。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第1項中「（以下「会議」という。）」を削り、同条第2項中「会議」を「委員会の会議」に、「過半数」を「2分の1以上」に改め、同条第3項中「会議」を「委員会の会議」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（部会）

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。この場合において、当該部会による調査をもって委員会による調査とすることができる。

2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者5人以上及び委員長が指名する臨時委員（第7条第1項の規定に基づき臨時委員を置く場合に限る。）をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

第6条の次に次の1条を加える。

(臨時委員)

第7条 委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

大分市いじめ問題第三者調査委員会の定数を変更するとともに、部会等を置くことができることといたしたく本案を提出する。

議第103号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大分市多世代交流プラザ

2 指定管理者となる団体

大分市金池南一丁目5番1号

社会福祉法人 大分市社会福祉協議会

会長 右田 芳明

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

提案理由

大分市多世代交流プラザに係る指定管理者の指定をいたしたく本案を提出する。

議第104号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大分市生き生きプラザ潮騒

2 指定管理者となる団体

大分市金池南一丁目5番1号

社会福祉法人 大分市社会福祉協議会

会長 右田 芳明

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

提案理由

大分市生き生きプラザ潮騒に係る指定管理者の指定をいたしたく本案を提出する。

議第105号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大分市丹生温泉施設

2 指定管理者となる団体

大分市大字松岡3743番地

社会福祉法人 大分市福社会

理事長 大塚 富造

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

提案理由

大分市丹生温泉施設に係る指定管理者の指定をいたしたく本案を提出する。

議第106号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大分市高崎山自然動物園

2 指定管理者となる団体

大分市大字神崎字ウト3098番地の1

一般財団法人 大分市高崎山管理公社

理事長 久 渡 晃

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

大分市高崎山自然動物園に係る指定管理者の指定をいたしたく本案を提出する。

議第107号

公の施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大分市海部古墳資料館

2 指定管理者となる団体

大分市坂ノ市西一丁目10番6号

坂ノ市地区社会教育関係団体連絡協議会

会長 指原 健一

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

提案理由

大分市海部古墳資料館に係る指定管理者の指定をいたしたく本案を提出する。

議第108号

大分地域広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第1項の規定に基づき、平成29年12月31日をもって大分地域広域市町村圏協議会を廃止する。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

提案理由

由布市との間で連携協約を締結したことに伴い、大分地域広域市町村圏協議会を廃止いたしたく本案を提出する。

議第109号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

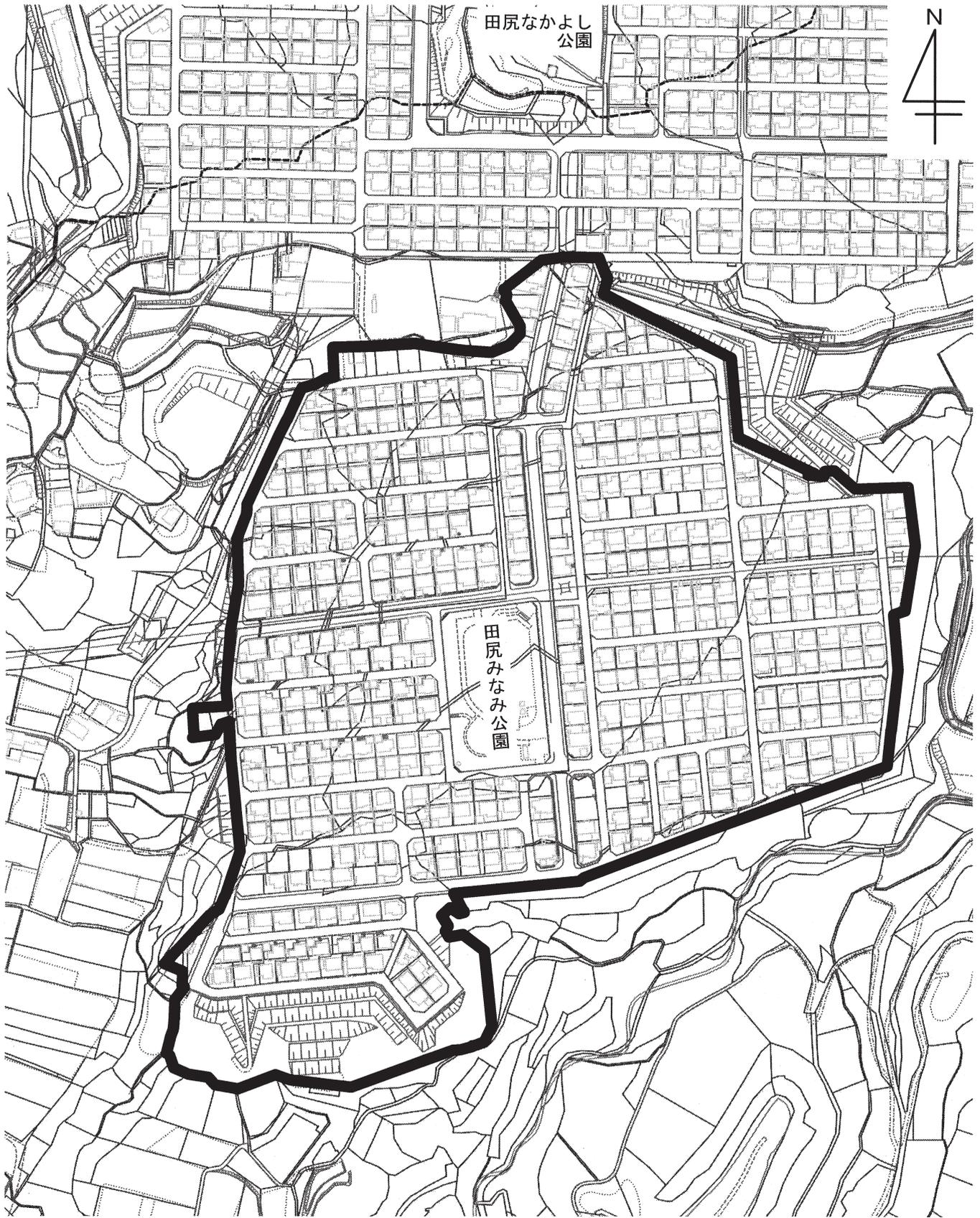
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、本市における住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を次のとおり定める。

平成29年11月30日 提 出

大分市長 佐藤 樹一郎

- 1 実施すべき市街地の区域 別図のとおり
- 2 住居表示の方法 街区方式

別 図 ①



 今回議決を受けようとする区域

地区名

岡川地区の一部

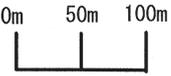
0m 50m 100m

別 図 ②

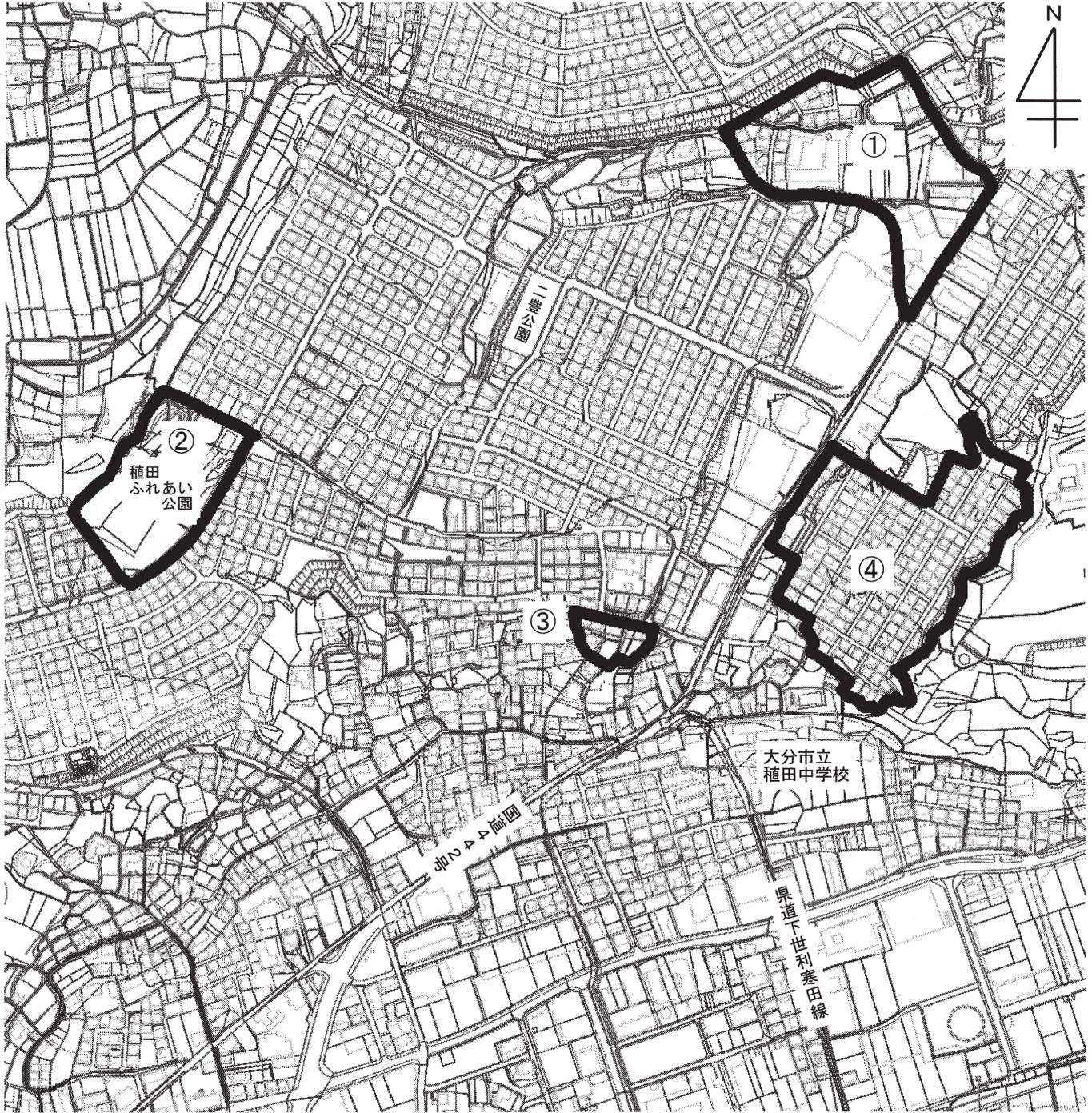


 今回議決を受けようとする区域

地区名	牧地区の一部及び千歳地区の一部
-----	-----------------

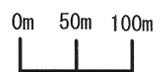


別 図 ③

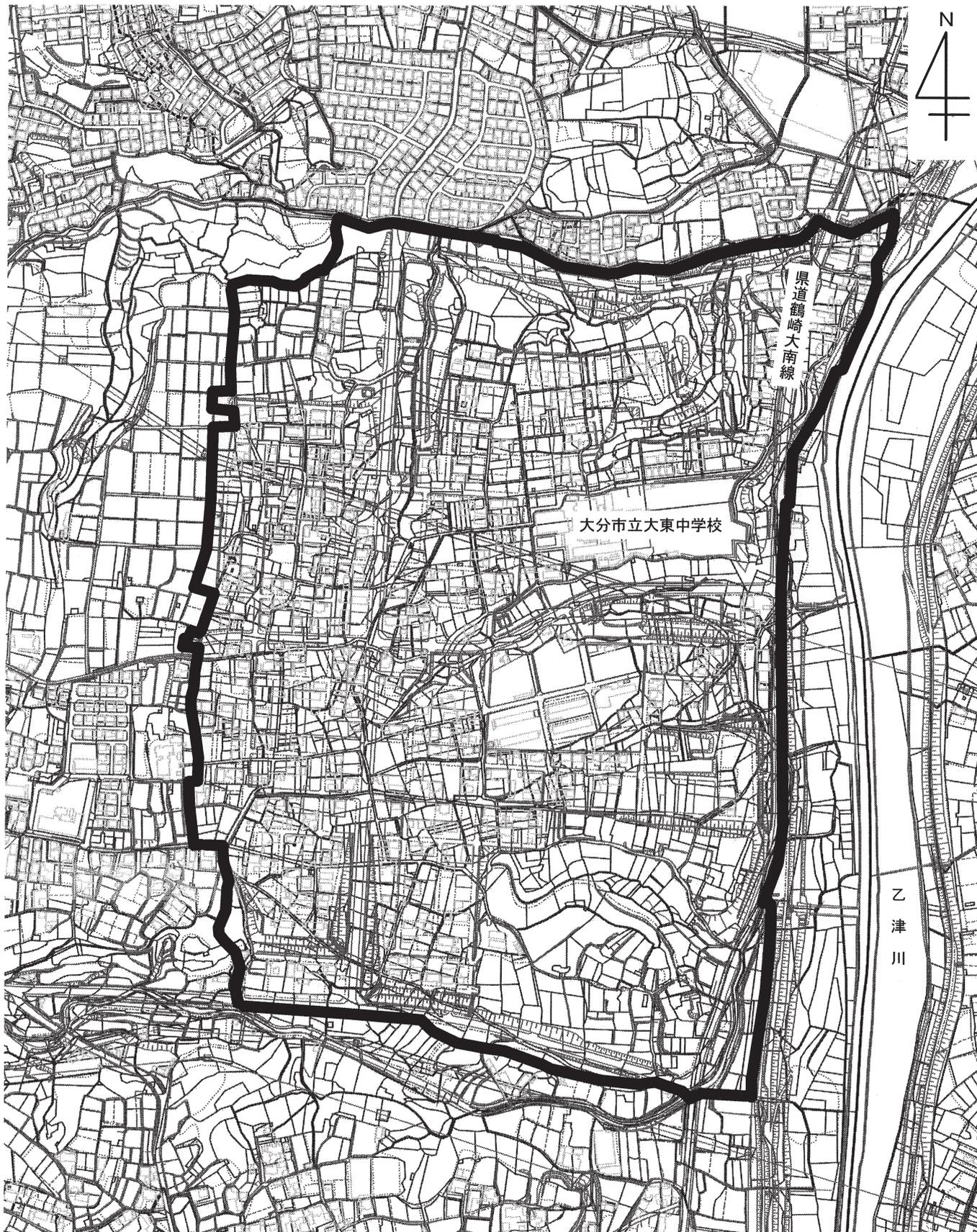


今回議決を受けようとする区域

地区名	①	上宗方地区の一部
	②	上宗方地区の一部、市地区の一部及び小野鶴地区の一部
	③	市地区の一部
	④	上宗方地区の一部及び市地区の一部

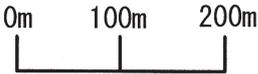


別 図 ④



 今回議決を受けようとする区域

地区名	横尾地区の一部
-----	---------



提案理由

岡川地区の一部、牧地区の一部、千歳地区の一部、上宗方地区の一部、市地区の一部、小野鶴地区の一部及び横尾地区の一部の住居表示を実施するため、その実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法を定めたく本案を提出する。

議第110号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

- 1 契約の目的 本庁舎耐震性能増強外改修工事
- 2 工事の概要 耐震補強工事
防水改修工事
外壁改修工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 702,849,960円
- 5 工期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 平成31年2月28日
- 6 契約の相手方 平倉・竹内特定建設工事共同企業体

代表構成員

大分市中島中央三丁目1番11号

平倉建設株式会社

代表取締役 平倉 啓 貴

構成員

大分市舞鶴町一丁目12番19号

株式会社 竹内工務店

代表取締役 篠田 浩 利

提案理由

本庁舎耐震性能増強外改修工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第111号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のように認定し、及び廃止する。

平成29年11月30日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

認定する市道路線

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
	滝尾小学校線	大字羽田 480番 1地先	大字羽田 345番 地先
1	葛木1号線	大字葛木 443番 1地先	大字葛木 442番 5地先
2	葛木2号線	大字葛木 441番 5地先	大字葛木 441番 7地先
1	南生石11号線	大字生石 457番 12地先	大字生石 459番 22地先
2	南生石12号線	大字生石 460番 15地先	大字生石 460番 16地先
	杉原碓尾線	大字杉原 854番113地先	大字杉原 217番 3地先

廃止する市道路線

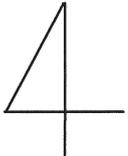
図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
	杉原碓尾線	大字杉原 846番 地先	大字杉原 217番 3地先

提案理由

市道路線を認定し、及び廃止いたしたく道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により本案を提出する。

市道滝尾小学校線認定図

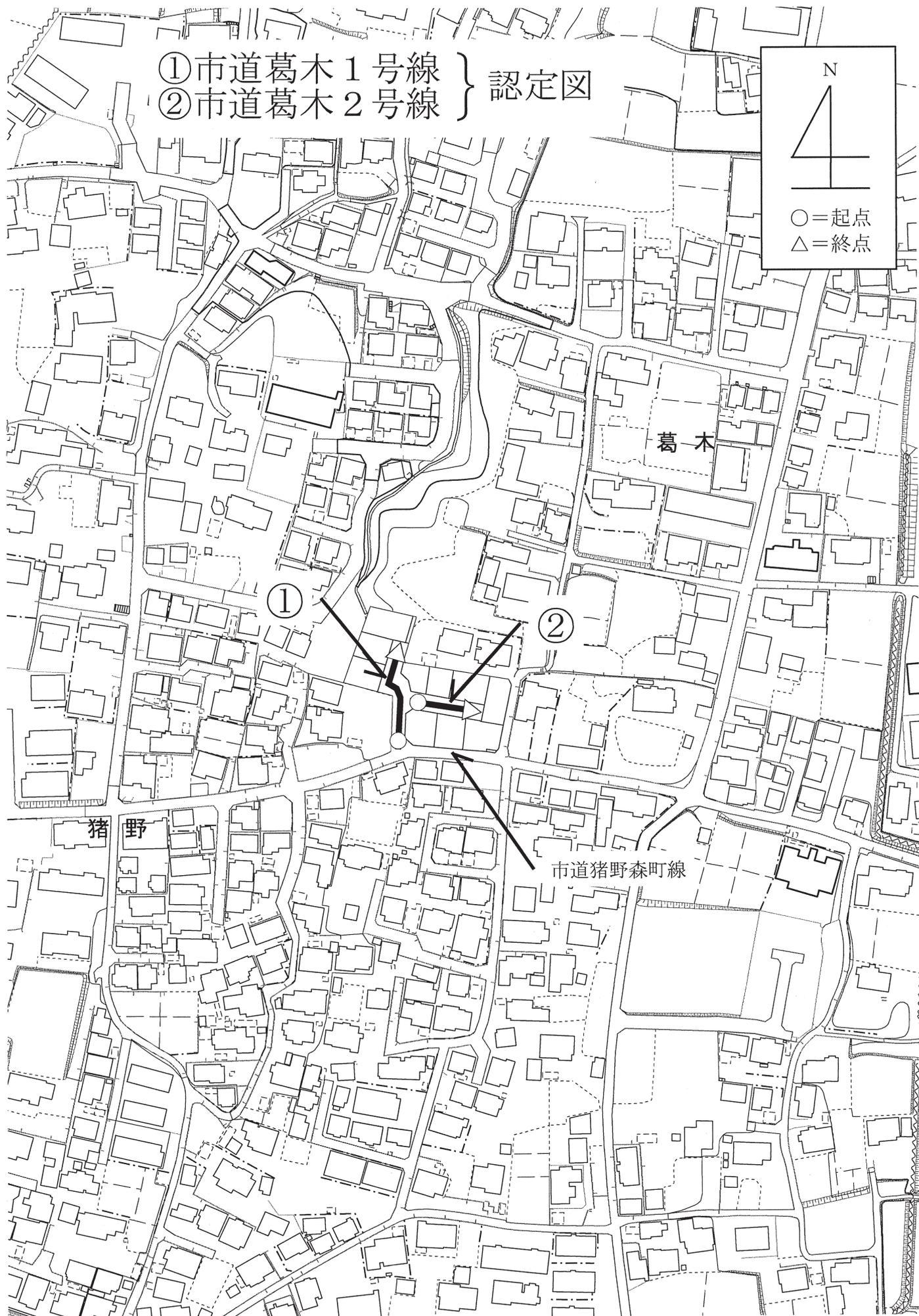
N



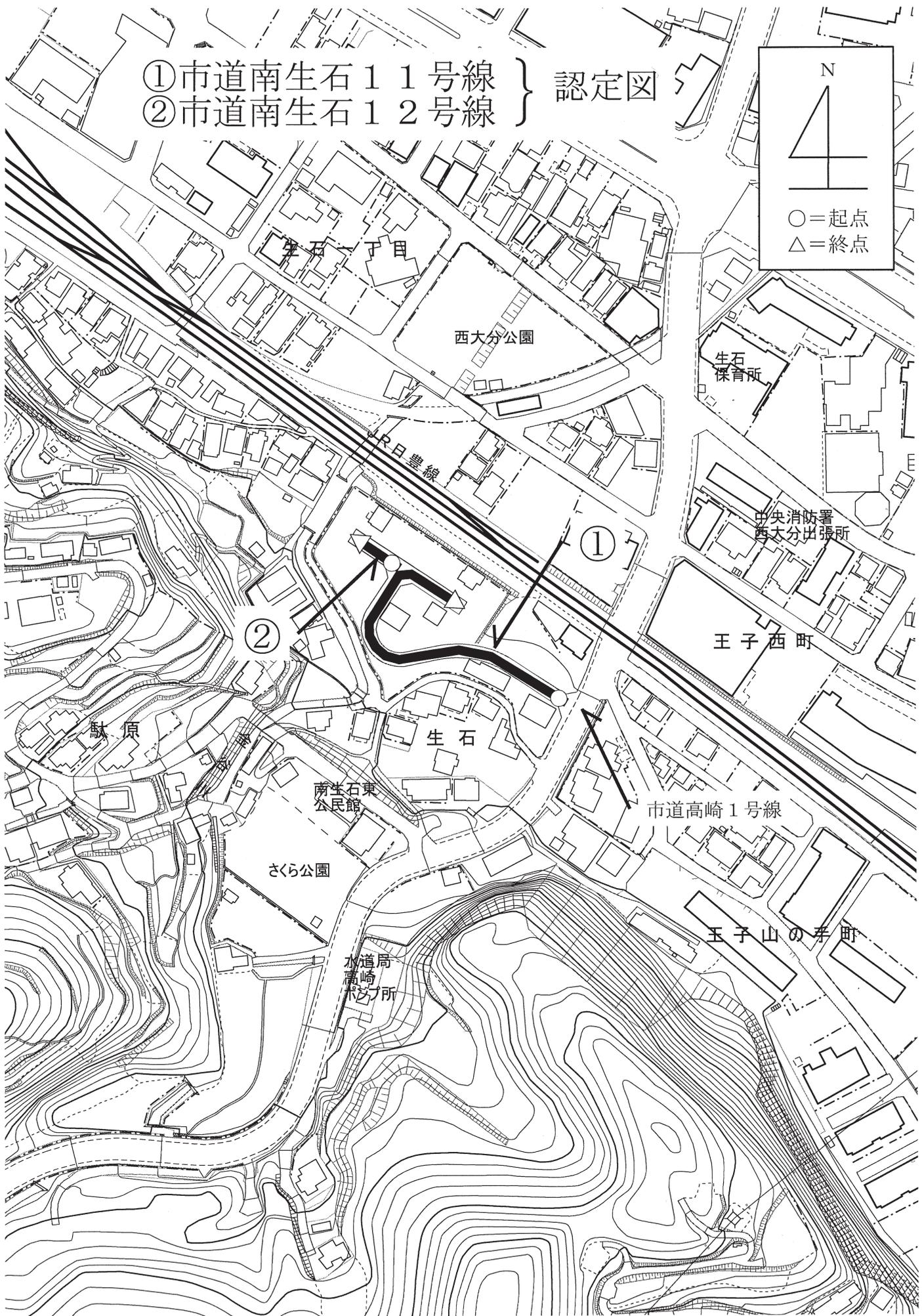
○=起点
△=終点



①市道葛木1号線 } 認定図
②市道葛木2号線 }



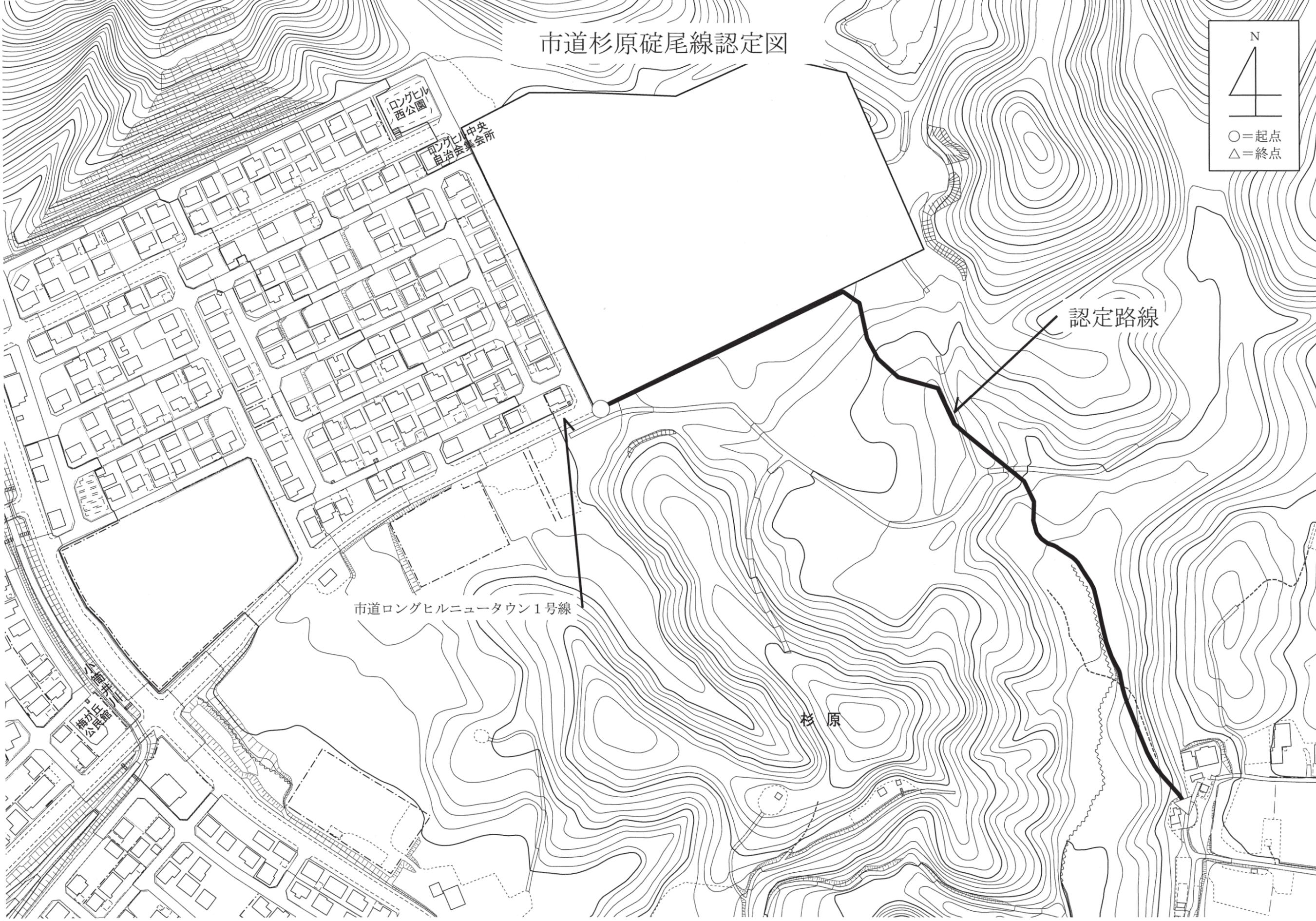
①市道南生石11号線 } 認定図
 ②市道南生石12号線 }



市道杉原碓尾線認定図

N

○=起点
△=終点



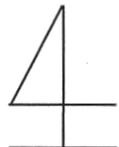
認定路線

市道ロングヒルニュータウン1号線

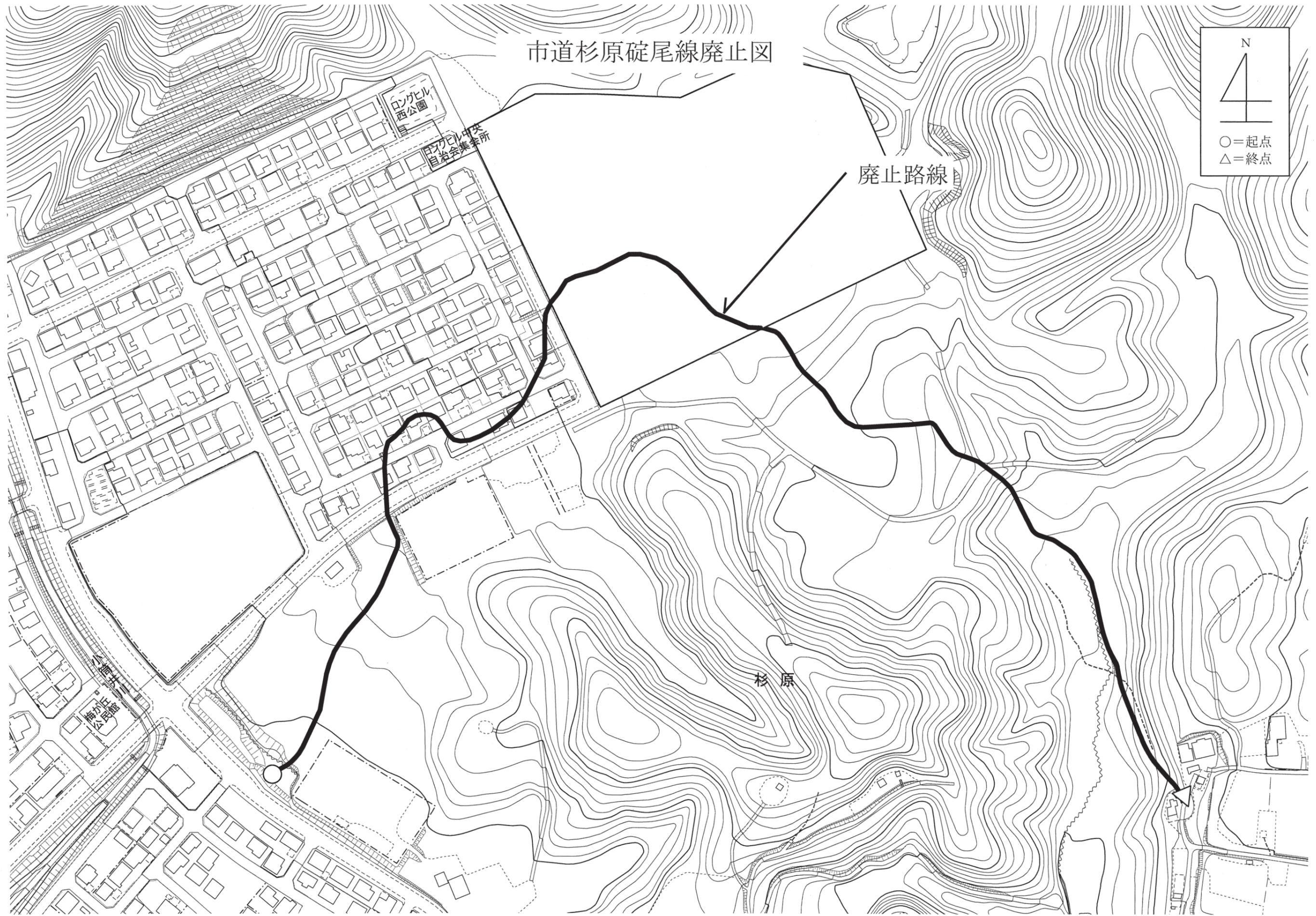
杉原

市道杉原碓尾線廃止図

N



○=起点
△=終点



廃止路線

杉原